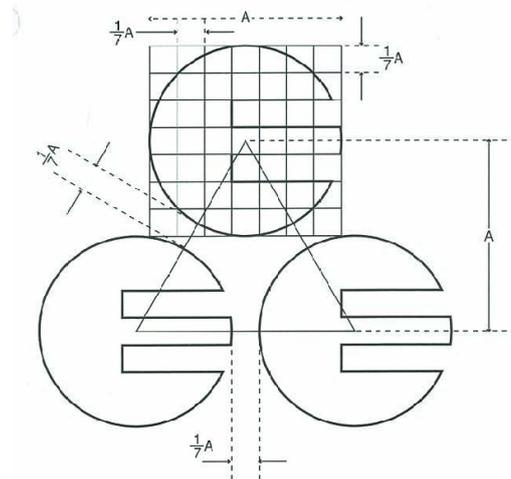




鳥取県ふるさと認証食品



- 1 マークの直近に「鳥取県ふるさと認証食品」又は「ふるさと認証食品鳥取県」と消費者が読める大きさと入れる。
- 2 マークの色は原則として赤色とする。
- 3 栄養機能食品及びいわゆる健康食品は「鳥取県ふるさと認証食品」という文字及び認証マークの直近に必ず「鳥取県ふるさと認証食品は、鳥取県産の原材料、製法等にこだわった加工食品です。この商品に期待される機能を認証したものではありません。」と表示するものとする。
- 4 3の表示はホームページ、カタログ等についても同様の取扱いとする。